

(仮称)会津若松市自治基本条例
草 案

平成 27 年 6 月

会津若松市まちづくり市民会議

(仮称) 会津若松市自治基本条例「草案」の作成にあたって

会津若松市まちづくり市民会議は、その前段の発足準備会における自治基本条例の必要性やあり方に係る議論を経て、住民自治による自主・自律のまちづくりに関心を有する公募市民等やアドバイザーである学識経験者の参画のもと、平成26年5月に設置し、以降、現在まで全26回の会議やフォーラムを開催し、学識経験者の知見や他自治体の事例等に学びながら、本市のまちづくりの理想像やあるべき姿、それを実現するために必要な多様なまちづくりの担い手の役割、担い手間で共有すべき基本的な原則やそうした原則に基づく市政運営の制度・仕組みのあり方等について議論を重ねてきた経過にあります。

そうした経過を踏まえ、本市を取り巻く地方分権の進展や少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化・市民ニーズの多様化といった課題や、身近な地域課題等を解決していくための対応として、本市の多様なまちづくりの担い手が目標や方向性、考え方を一にし、それぞれが役割を担いながらまちづくりへ参画していくことの重要性を認識し、その実現のためには、全市民で共有される明示されたルールとして条例という法形式にすることが必要との総意に至ったところです。

そうした総意に基づき、市民会議として条例に盛り込むべきと考える具体の項目や要素、考え方について議論を重ね、今般、条例「草案」としてとりまとめたところであり、今後、自治基本条例の広く全市民に及ぶルールとしての性質を踏まえ、この草案について広く市民の皆さんへお示しし意見交換を行うとともに、いただいたご意見等を踏まえながら市民会議で更なる議論を重ね、最終的には条例素案として市長へ提案する考えです。

この自治基本条例に係る市民会議の取組を契機として、今後の本市のまちづくりのあり方について、市民の皆様とともに考えていきたいと思っております。

平成 27 年 6 月 19 日

会津若松市まちづくり市民会議

《目 次》

I	自治基本条例とは？	1
II	なぜ自治基本条例が必要なのか？	1
III	自治基本条例「草案」について	2
	条例草案の構成	2
	前文	3
	第1章 総則	
	1 条例制定の目的	4
	2 条例の位置づけ	4
	3 用語の定義	5
	第2章 まちづくりの基本原則	
	4 まちづくりの基本原則	6
	第3章 まちづくりの主体の権利・責任	
	5 まちづくりの主体	7
	第1節 市民	
	6 市民の権利、役割、責任	7
	第2節 議会・議員	
	7 議会・議員の役割等	8
	第3節 行政（市長等・職員）	
	8 市長等・職員（行政）の役割等	9
	第4章 情報共有によるまちづくり	
	9 情報公開・情報提供・説明責任・情報共有	10
	10 個人情報保護	11
	第5章 参画・協働によるまちづくり	
	11 参画	12
	12 市民意見公募（パブリックコメント）	12
	13 附属機関	13
	14 市民意見等への対応	14
	15 住民投票	14
	16 協働	15
	17 コミュニティ	16
	18 都市内分権	17
	第6章 市政運営によるまちづくり	
	19 総合計画	19
	20 行政評価	20
	21 財政運営	21
	22 危機管理	21
	第7章 国や他自治体等との連携・協力・交流	
	23 国、他自治体等との連携・協力	23
	24 国際交流	23
	第8章 条例の検証・見直し	
	25 条例の検証・見直し	24

I 自治基本条例とは？

自治基本条例とは、一言で表せば、「住民自治（自分達のまちは自己決定・自己責任により自分達でつくる）によるまちづくりを進めていくための基本となる理念や原則、まちづくりの主体それぞれの権利や責務、主体間の役割分担のもとに共有する仕組みや制度等について明示し、共通認識に立ってまちづくりを進めていくための拠り所となるもの」です。

現状でも、自分達のまちのみんなの課題（公共的課題）について、市民の皆さんや町内会、各種団体、NPO、ボランティア等、さらには議会や行政といった様々な方々や団体が解決にあたっているところですが、自治基本条例により、そうしたまちづくりの主体の意識や方向性を一にするとともに、主体的な参画や協働の意識の更なる高揚を図っていけるものと考えます。

II なぜ自治基本条例が必要なのか？ ～市民会議が考える背景・必要性～

【地方分権の進展】

国と地方自治体の関係が、上下・主従から対等・協力の関係に変わり、財源・権限が地方へ移譲され地方の自立が求められてきた状況下において、自己決定・自己責任による独自のまちづくりを進めていくためにも、まちづくりの各主体が改めて役割、権利・責務を認識し、原則とするまちづくりの考え方を共有するとともに、公共的課題の解決のための市政運営のあり方を検証しながら、理想とするまちづくりへの方向性を一にすることが必要です。

【少子高齢化・人口減少】

全国的な傾向ですが本市も少子高齢化・人口減少の傾向にあり、今後、税収をはじめとした政策資源の減少や扶助費の増加が見込まれるところであり、まちづくりの質の維持・向上を図っていく上で安定した財政運営に意を用いながら、公共的課題の解決に係る各主体の役割の見直しや参画・協働意識の高揚を図っていくことにより対応していくことが必要です。

【ライフスタイル・市民ニーズの多様化】

核家族化や独居高齢者の増加、女性の社会進出、未婚化・晩婚化等の様々な環境の変化に対して、画一的な行政サービスでは対応が難しい場面が多くなっていくことが想定され、専門的なノウハウを有するNPO等の多様な公共の担い手のまちづくりへの参画を促し、得手・不得手を各主体間で補完し合いながら協働していくことが必要です。

【市町村合併】

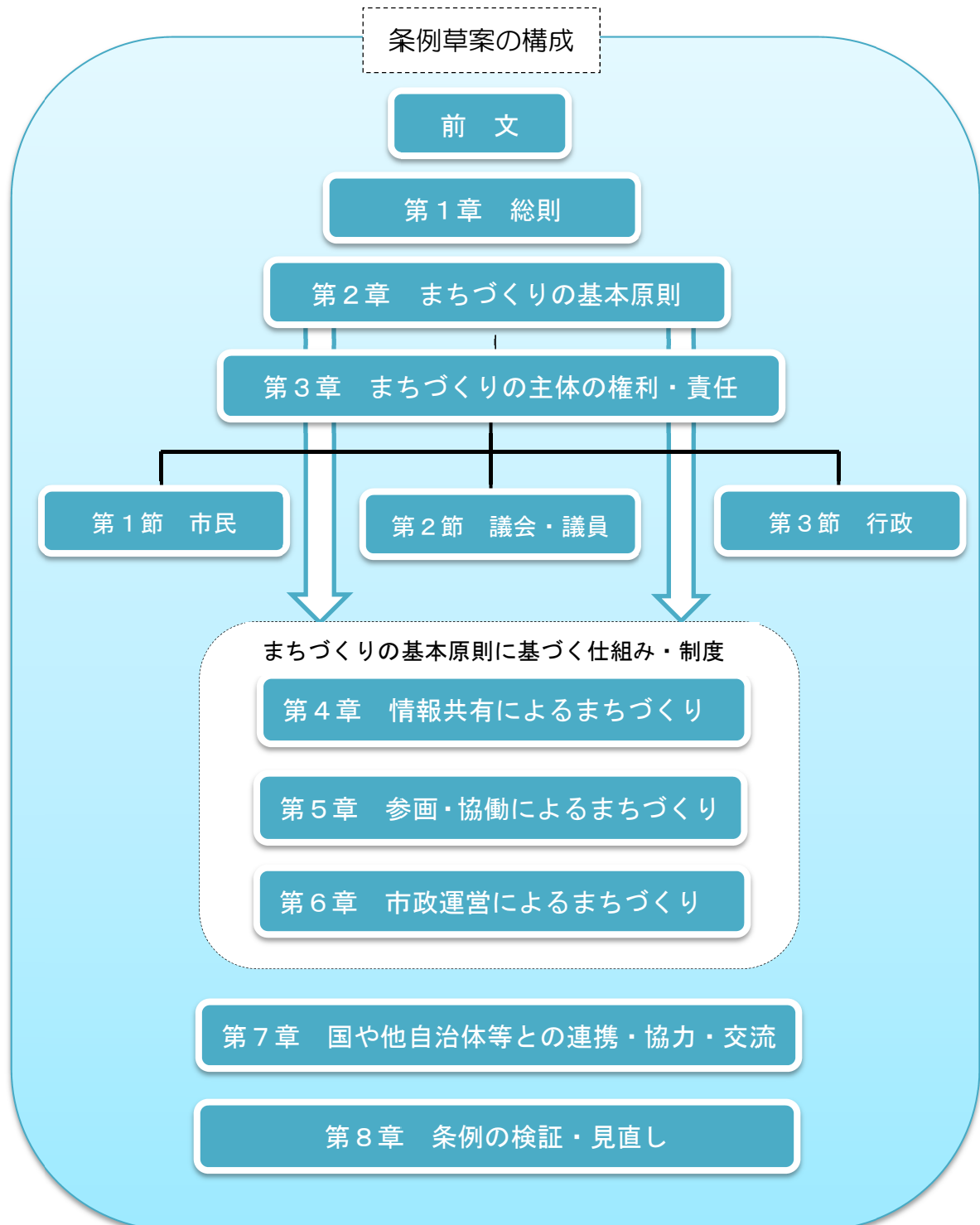
現在の本市は平成16年に旧北会津村、平成17年に旧河東町との合併により誕生し、新市建設計画に基づくハード・ソフト両面の事業を展開している途上にあります。旧自治体の住民が旧自治体限りの視点ではなく、地域特性に配慮しながらも全市的な視点でまちづくりへの意識を共有し方向性を一にしながら、新市としての更なる一体感の醸成を図っていくことが必要です。

Ⅲ 自治基本条例「草案」について

市民会議における議論を踏まえ、自治基本条例に盛り込むべきと考える項目や要素について、条文としてではなく、考え方をまとめたものを草案としています。

この草案は、住民自治によるまちづくりに関心を有する市民等の集まりである市民会議で議論し作成したものであり、全市に及ぶルールとしては未完のものです。

そうしたことから、この草案をたたき台として広く市民の皆さんにお示しし、様々な観点からご意見等をいただき、全市に及ぶルールとして相応しいものにしていきたいと考えます。



前文を設けることにより、本市のこれまでの歩みや姿、現状、それらを踏まえた上で条例を制定する背景や目的、基本となる理念を明らかにするとともに、条例により実現したいまちづくりの理想像やあるべき姿、方向性を示し、それらを以降で規定する事項により実現しようとするものです。

【主な意見（前文に盛り込むべき事項・要素毎に）】

(1) 本市の歴史・伝統・文化・自然等

- 四方を磐梯山をはじめとした山々に囲まれた会津盆地に位置し、夏は暑く、冬は雪が多く寒さ厳しい中であっても、四季折々の美しい豊かな自然を有している山紫水明の地。
- 什の教え等による道德教育や會津藩校日新館における人材育成に心血を注ぎ、「ならぬことはならぬ」という教えに代表される会津人としての気質が形成されてきた。
- 鶴ヶ城やその城下町の姿に歴史が薫る。
- 会津漆器や会津清酒等の伝統産業が脈々と受け継がれている。
- 少子高齢化・人口減少の傾向となっている現状にある。

(2) 本市のまちづくりの理想像・あるべき姿

- 自助・共助・公助が機能し、活かされるまち。
- 市民一人一人が思いやりを持って支え合い、協働するまち。
- 市民や議会・議員、行政といったまちづくりの主体により、公共的課題の円滑な解決が図られるまち。
- まちづくりへの強い参画意識を持った市民により地域コミュニティが活性化したまち。
- 子供を安心して産み育てられるまち。
- 老若男女が安全で安心して暮らせるまち。
- 脈々と受け継がれてきた伝統産業と、会津大学をはじめとした先端・先進技術・産業の共存・共栄により、豊かさを享受できるまち。
- 人々の定着と人口の増加が図られるまち。
- 先人より教え伝えられてきた会津人の独自の精神を活かす。
- 豊かな自然を守るとともに、自然と共生するまち

(3) 条例を制定する決意（条例により何を実現するのか）

- 参画、協働の意識の醸成、高揚を図る。
- 市民一丸となり汗をかいてまちを創る。
- 次世代に継承できる持続可能なまちを創る。
- 自己決定、自己責任によりまちを創る。
- 会津地方の中心都市としてリーダーシップを発揮しまちづくりを牽引する。
- 市民の主体的な参画による市民が主役のまちを創る。

条例全般に渡り共通する通則的な事項について定めます。

1 条例制定の目的

【規定する要素】

- 自治の基本理念及び仕組みを定めます。
- 市民や議会、市長等の権利や役割を明らかにし、協働で取り組みます。
- 自らが責任を持ち、実践していく「自主・自立」したまちをつくります。
- 将来にわたりどんなまちをつくるのか、具体的に表現します。

【主な意見】

- ・制定しただけの条例に終わらせるのではなく、次のステップ（取組）に繋げていくことが重要。
- ・市民の権利や役割、行政や議会の責務や役割を明確にし、互いに連携し、協働で取り組んでいく。
- ・みんなが責任を持ち、考え、そして、実践していく「自主自立」のまちをつくる。
- ・どんなまちをつくるのか、みんなが「イメージ」できる内容にする。

2 条例の位置づけ

【規定する要素】

- 本市の住民自治の基本として位置付け、まちづくりを進めていくにあたっての拠り所としての最高規範性を有することとします。
- 市の他の条例や規則等の制定、改正等については、この条例を尊重し、整合を図るようにします。

【主な意見】

- ・どの条例も規範しての効力は同じであり、上下の関係性にはないが、会津若松市の住民自治の基本となるもの。
- ・条例制定の意義とその重要性をしっかりと明示する。
- ・法令の解釈及び運用に当たっても、この条例の趣旨を尊重する。
- ・住民の決意として最高規範性として位置付けた上で、他の個別条例や制度等をしっかりと動かしていくことが重要。
- ・最高規範性を担保していくには、議員・市職員一人一人の意識に加え、市民の皆さんもしっかり取り組んでいくということが必要。
- ・最高規範だと、見直し等での改正がしづらいのではないか。
- ・この条例は憲法のように通常は意識しないもので、何かあったときに意識するもの。また、個別の条例を作るときに立ち返るものである。
- ・自治体の憲法として、また住民の決意の表れとして積極的に最高規範性を規定すべきといった考えがある一方で条例に上下はなく、最高規範といった言い回しを用いることで読み手である市民の方々に誤解される懸念がある。

- ・他条例が自治基本条例と整合を図るような位置づけにあり、あくまで「基本」となるもの。

3 用語の定義

【規定する要素】

- 市
基礎自治体としての会津若松市を指します。
- 市民
市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者、事業を営むもの等を指します。
- 市長等
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者を指します。
- 参画
市民が自発的かつ主体的に市の政策立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わることを指します。
- 協働
市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの特性を活かしながら、お互いに信頼・尊重する考えのもと、公共的な目的を果たすため、協力してともに働くことを指します。

【主な意見】

- ・法律で規定する市民（住民）は、市町村の区域内に住所を有する者と限定される。
しかし、自治基本条例においては、まちづくりを担う主体として、会津若松に寄与する人を「市民」として捉えて、多様な方々とともにまちを創っていくことから、市民の範囲を拡げて考える。
- ・具体的な権利や責務等の対象として「市民」の範囲を限定する必要がある場合には、それらの内容に照らしてそれぞれ個別に定める。
- ・「用語の定義」については、自治基本条例を理解していただく上での共通認識を持つために、基本となる用語の定義のみを定める。

市民、議会、行政がみんなでまちを創っていくための共通の行動原則となる項目を明らかにします。

4 まちづくりの基本原則

【規定する要素】

- 市民自らが考え、行動するためには、正しい情報が大切です。そのため、議会や市長等、が保有する情報を提供し、市民とともに共有します。【情報共有】
- 地域を取り巻く様々な課題に取り組むため、市民一人ひとりが主体(主権)となって、まちづくりの担い手(当事者)として、主体的に関わることが大切です。そのため、参加・参画機会の創出に努めるとともに、参加・参画を図るための取組を積極的に進めます。【参加・参画】
- 地域の課題を解決するために、市民、議会、市長等がお互いを信頼・尊重し、協働により取り組んでいきます。【協働】
- 地域社会は、多様な人々・団体等で構成され、また、特色(個性)ある地域により成り立っています。そのため、年齢や性別、職業、障がいの有無、地域等にかかわらず、それぞれの違いや共通点を認め合い、お互いに尊重してまちづくりを進めます。
【多様性の尊重】
- まちをつくるのは、そこに住み、集う人々です。市民と市長等がともにまちづくりを担う人材の育成に努めていきます。【人材育成】
- 地域の自然・歴史・文化は、大切な宝物です。これらの大切な財産を守り、伝え、そして、活かしたまちづくりに取り組んでいきます。【地域資源の継承・活用】

【主な意見】

- ・主権者である市民が主体となって取り組むことが最も重要です。そのためには、議会や市長等が広く市民の声を聴き、開かれた市政運営を行うこと、そして、市民も積極的に関わる必要があります。
- ・市民は地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することが保障されることにより、その個性や能力を十分発揮することができる。
- ・市民の多様な参加と対話によって自治を生み出し、みんなの意思と手でまちづくりを進めることが大切。
- ・それぞれ地域、個人が尊重されなければ、良いまちづくりはできない。それぞれの違いや共通点を認め合い、お互いに尊重し、協働して取り組むことが大切。
- ・地域を活性化させるためには、市民の方々が自らの地域に興味を持ち、積極的に参加する仲間をつくることが必要不可欠。
- ・市民と市長等がともにまちづくりの担い手としての「人材」を育てることが大切。
- ・地域の自然・歴史・文化は、大切な財産であり、地域の特徴となっている。このことから、これらの大切な財産を守り、次の世代に伝え、そして、活用しながらまちづくりに取り組んでいくことが大切。
- ・「条例」を作ることが目的ではない。条例を活用して会津若松市の課題を解決し、より良いまちを創っていくことが重要なことである。そのためには、市民の方々に条例の制定の意義を理解頂き、多くの方に広く周知し、参加・参画頂くことが大切。

5 まちづくりの主体

【規定する要素】

- 本市のまちづくりの主体を「市民」、「議会」・「議員」、「市長等・市職員（行政）」とします。

【主な意見】

- ・本条例は、あくまで本市の自治の「基本」条例であり、大枠で設定する方が良い。細かい規定は、個別条例で対応する。
- ・これからのまちづくりを担う若者に条例を理解してもらいたいので、高校生程度に分かる表現にする。

第1節 市民

6 市民の権利、役割、責任

【規定する要素】

- 市民は、市政に参加・参画する権利を有すると同時に、その権利の行使に責任を持つことが必要です。
- 市民は市政運営に関する情報を知る権利を有すると同時に、市政に関して関心を持つことが必要です。
- 地方自治法に定める市民（※住民）の権利を、本条例に定める市民の権利と分けて示します。
- 青少年は、それぞれの年齢にあった方法で市政に参加することができます。
- 事業者は市政に参加・参画するだけでなく、従業員の市政参加・参画を奨励するよう努めます。

【主な意見】

- ・細かく設定すると多岐にわたり、分かりにくくなるので、大枠で設定した方が良い。市政への参加のしやすさ、親しみやすさ、分かりやすさを考慮して「責任」ではなく「努め」とすべき。
- ・市政参加の権利と責任を一連のものとして設定すべき。
- ・市政運営に対する意識を高めるための規定が必要。
- ・自治法に定める市民（住民）の権利と、本条例で定義する市民の権利について、混同しないような表記が必要である。
- ・子どもの権利については「意見を取り入れるよう努める」もしくは「機会をつくる」というような規定が必要ではないか。
- ・市民の定義の中に、「子ども」も含まれるのであれば、子どもの権利については、記載しなくても担保できるのではないか。若しくは、市として子どもの権利が重要であると考えていることを宣言したいのであれば、別に条文で定めることを検討するか。
- ・事業所については市政参加、参画の努力義務を盛り込む方が良い。また、従業員の市政参加、参画を積極的に事業所が奨励する規定も盛り込むべきである。

7 議会・議員の役割等

【規定する要素】

■議会

- 市議会の役割について確認するため、地方自治法の定める権利をあらためて記載します。
- 地方自治法に定める役割だけでなく、政策立案や政策提案の役割を担うことが必要です。
- 市議会は自己の活動について、公正性と透明性を確保する必要があります。
- 市議会は、広く市民の意見を聞くとともに、その意見への対応状況、途中経過、対応の結果について説明責任を負う必要があります。

■議員

- 議員は、市民の立場に立って、市民の利益のために活動します。
- 議員は、市民から選ばれた代表としての誇りを持って活動するとともに、自己の発言や行動への責任を自覚する必要があります。
- 議員は、市民の利益の向上のため、常に自己研鑽を行い、能力を高めていきます。
- 議員は、広く市民の意見を聞くとともに、その意見の市政への反映の結果や途中経過について、迅速に市民に説明します。

【主な意見】

- ・基本的に議会基本条例に準じる。議会基本条例に無い項目や記載されていても特に強調したい項目について、本条例に記載する。
- ・「政策提案」も役割に盛り込むべき。
- ・報告義務を盛り込むべきである。市民から要望を受けたままが多い。実現が難しいことは理解できるので、状況だけでも良いから報告が欲しい。
- ・「広く市民の意見を聞くこと」と対応に係る「説明責任」は、一連のものとするべき。
- ・前向きになってもらう表現を入れたい。
- ・議会や議員は、その活動にあたって法令を遵守する必要がある。

第3節 行政（市長等・職員）

8 市長等・職員（行政）の役割等

【規定する要素】

- 市長は、市民の代表であり、地方自治法に定める役割を担うことを確認する必要があります。
- 市長は、市民の代表としての誇りを持ち、自己の発言や行動に責任を持ちます。
- 市長は、市政について、市民及び市議会に説明責任を果たさなければなりません。
- 市長等は、広く市民の意見を聞いて、市民の実情を把握することで、「市民の最大幸福」のために職務を遂行する必要があります。
- 市長等は、より良い職務遂行のため、自己の能力を研鑽するよう努力しなければなりません。
- 職員は、市民生活の向上のため、法令を遵守し、使命感を持って、公平、公正に職務執行を行う必要があります。
- 職員は、これからますます増加する、多様な地域課題の解決のため、自己研鑽に努める必要があります。
- 職員は、組織の縦割り意識を廃し、組織横断的に職務に従事する必要があります。

【主な意見】

- ・役割については地方自治法に定められたものでよい。
- ・広く市民の意見を聞いて、十分に協議し、自らの発言と行動に責任を持って欲しい。
- ・市長の責任として説明責任は必ずある。
- ・「最大の幸福」のために「公正かつ誠実に」職務を遂行する必要がある。
- ・広く実情を把握し、実情にあった政策立案をして欲しい。
- ・市民の代表として誇りをもって職務に専念して欲しい。
- ・他自治体のように職員の役割を「全体の奉仕者」とするとボランティアのように感じられる。また、「福祉の向上」というと社会福祉に偏ったイメージに感じられる。
- ・公平、公正な職務遂行をすべき。
- ・縦割りの弊害をなくすため「所属を超えた連携」という項目は加えたい。
- ・「多様性に対応できる」とともに「専門的な知識」の習得も必要ではないか。
- ・モチベーションを持ってもらうため、前向きな表現を入れたい。

まちづくりの基本原則に基づく仕組み・制度

第4章から6章においては、第2章で示した「情報共有、主体的な市民の参画、協働、多様性の尊重、人材育成、地域資源の尊重」といったまちづくりの基本的な行動原則に基づく、まちづくりの主体間で共有すべきと考える仕組みや制度について、条例へ盛り込むべきと考える事項・要素を示しています。

第4章 情報共有によるまちづくり

議会や行政が保有する情報について、説明責任を果たすとともに個人情報の保護に留意しながら、広く市民の皆さんに公開・提供し情報共有を図ることが多様な主体によるまちづくりの前提となります。

9 情報公開・情報提供・説明責任・情報共有

【規定する要素】

- 市民参画や協働によるまちづくりを進めていく前提として、議会・行政からの情報公開や提供、付随しての説明責任を通じた、市民、議会・議員、行政といった各主体間の情報共有を図ります。
- 情報公開や情報提供には必ず説明責任が伴います。
- 議会・行政からの適時・適切で分かり易く、情報弱者に配慮した様々な媒体による情報の提供や、そうした提供手法についての不断の改善に努めます。
- 市民は受け身ではなく積極的に情報の把握に努めることが必要です。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市情報公開条例
- ・会津若松市情報公開条例施行規則

【主な意見】

- ・市民主体のまちづくり、市民参画を進めるためには情報の「共有」は必須。その前提として市民が求める情報の公開や提供は必要。
- ・情報の範囲は広く、定義が難しい。
- ・情報公開条例で全ての情報が網羅されているものではない。プラスアルファの情報の提供を心掛けていくことを示すことが大事。
- ・市民がまちづくりをしていく上で役立つ情報を積極的に提供することが重要。
- ・情報は市民が利活用できるものであるべき。
- ・説明できないことを議会、行政にやられては困る。
- ・行政の情報提供手法の不断の見直しは必要だが、一方で市民が能動的に情報を得る努力も必要。

10 個人情報保護

【規定する要素】

- 情報公開や情報提供を通じた情報共有を図る一方で、個人情報の保護が十分に図られなければなりません。
- 個人情報の適正な収集、管理及び利用が求められます。
- 議会、行政の保有する情報を対象とします。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市個人情報保護条例
- ・会津若松市個人情報保護条例施行規則

【主な意見】

- ・本人の同意が無いのにインターネット上に個人情報を流出させるといったことを条例でどう「規制」していけるか。
- ・市民保有の個人情報の取扱いへの意識、モラルを高めることが必要では。
- ・市民や事業者が個人情報を大切に扱うといった意識を持ってもらうためにも、市民が保有する情報まで対象にしてもいいのでは。
- ・インターネット上に個人情報の書き込みがされ、取り返しのつかなくなる事例もある。個人情報保護条例中でも「市民の責務」として規定されており、個人や事業者が持っている情報まで対象としては。
- ・市民の有する個人情報まで対象とすると反発する者もいる。
- ・条例に位置付けることで市民を規制するニュアンスが強くなることが懸念されるため、市民保有の情報までは対象としなくてもいいのでは。
- ・支援が必要だが助けを求めることができない人（寝たきりの高齢者等）と助けたい人を結びつける情報のあり方と、個人情報保護との整合、線引きをどう図っていくか。
- ・情報をほしい者、情報を出されたくない者の両方がある。条例で一律に規定できないのでは。

市民や議会、行政の各主体が情報を共有した上で、主体的な参画や、それぞれの持ち味を活かしながら協働してまちづくりを進めていくことが必要です。

また、そうしたまちづくりへの姿勢により、地域コミュニティの衰退を踏まえ、まずは身近な地域の課題の解決に臨んでいくことが求められます。

11 参画

【規定する要素】

- 議会や行政をはじめ、市民も主体的にまちづくりに参画する意識を持つことが必要です。
- 議会や行政は市民参画の機会の整備に努めます。
- 議会や行政は市民の参画意識を高めます。
- 市民、議会、行政は男女共同参画に関する意識を高めます。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市男女共同参画推進条例
- ・会津若松市男女共同参画推進条例施行規則
- ・第4次会津若松市男女共同参画推進プラン

【主な意見】

- ・市が参画を促すのか、市民が主体的に参画（参画する権利の保障を含む）するのか、どちらか一方といったことではなく、各主体それぞれの関わり方・取組方法を規定すべきでは。
- ・女性の参画意識を高め、実際に参画を促したり、参画し易い環境を整備する意味合いでも男女共同参画の推進について規定すべき。
- ・町内会への女性の参画は少ないが、PTAへの参画は多い等、参画の状況は様々。
- ・全ての女性が参画を求めていることへ留意する必要があるが、時代の要請として女性の参画意識を高めていくことは必要。

12 市民意見公募（パブリックコメント）

【規定する要素】

- 市民参画の一手法として、各種条例や規則、計画等を制定・策定する前段に市民意見を把握し市政へ反映させるために必要です。
- 形骸化を防止する観点から、市民も積極的に意見を述べる必要があります。
- 市長等は提出された意見を尊重し、意思決定を行います。
- 提出された意見の取扱いが明確になるよう、各意見に対する市長等の考え方を公表します。
- 意見を求める対象（条例案等）だけではなく、そこに至る経過も併せて明示します。
- 市長等は本制度の周知に努めます。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市市民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱

【主な意見】

- ・市民の意見を汲む制度として必要。
- ・既存の要綱の根拠として必要。
- ・議会には反映できない少数意見を汲み取る意味で必要。
- ・団体ではなく、個人として意見を言う機会として必要。
- ・意見が少ない等、形骸化しているのでは。
- ・出した意見がどう反映されたのか明確になる制度であるべき。
- ・出された市民意見を十分尊重するよう規定すべき。
- ・制度の存在を知らない市民が多いのでは。
- ・行政が制度を知ってもらう努力も必要だが、市民が知る努力も必要。
- ・条例に規定することが周知につながる。
- ・最終段階ではなく、企画段階から市民意見を反映させるべき。
- ・対象となる条例案等だけではなく、そこに至る経過、過程も周知すべき。

13 附属機関

【規定する要素】

- 市民参画の一手法として、市長の諮問機関である各種審議会等へ、多くの公募市民の参画を図り、そこで出された意見を市政へ反映させることが必要です。
- 同一者のみの参画による制度の形骸化を防止する観点から、幅広い世代から、積極的に参画するよう促します。
- 行政から制度や委員公募の積極的な周知を図ります。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・各種附属機関の設置条例
- ・附属機関の運営及び委員構成に係る基準
- ・附属機関の運営及び委員構成に係る基準の取扱要領
- ・附属機関の委員公募に関する取扱要領

【主な意見】

- ・幅広い世代や属性の意見を市政に反映させる意味でも必要。
- ・公募市民割合の目標値（４割）や女性割合の目標値（３割）は行政の内規に留まっているが、それでいいのか。
- ・数字（公募市民委員〇割以上等）までは規定しなくてもいい。
- ・男女の比率への配慮は必要。
- ・どの附属機関も同じ顔ぶれになっていて、形骸化している。重複した参画とにならないよう配慮が必要。
- ・パブリックコメントに意見を寄せる市民は市政に関心のある市民。行政はこうした市民を把握し庁内で情報共有し、委員として活用すべき。
- ・会議は原則公開とすべき。公開することが適当でないと認められるときは非公開。
- ・より多くの市民に参画頂くため、しっかり周知をする旨を規定すべき。

14 市民意見等への対応

【規定する要素】

- 議会や行政は、市民の意見等を把握するための機会の創出に努めます。
- 市民からの意見や要望、苦情等に対して、議会や行政は迅速かつ的確に対応し、市政運営の改善等に活かします。

【主な意見】

- ・市には市政に関する説明責任もあり、意見や要望等があった場合は必ず何らかの対応はするので、敢えて規定しなくてもいいのでは。
- ・市民も行政と協力、連携して対応するといった内容にすべき。
- ・市民要望等への対応結果の公表といった詳細まで規定しなくてもいいのでは。あくまで「基本」となる考え方だけでいい。
- ・苦情の受け手である行政が、責任を持って事案に係る調査を行う保障はあるのか。中立的な立場としてのオンブズパーソンは必要では。
- ・オンブズパーソンが中立的な立場を保持できるのか疑問。行政側又は市民側のどちらかへ偏ったかたちになるのでは。オンブズパーソンの制度設計は慎重に時間をかけて行うべき。

15 住民投票

【規定する要素】

- 間接民主制を補完するとともに、市民の市政への直接参加の権利を保障する制度として必要です。
- 住民の総意を適確に把握し、真に市民の声を市政に反映させる制度として必要です。
- 市長は投票結果を尊重する必要があります。
- 投票の対象事項や投票資格者、請求要件、成立要件等の詳細については、多くの時間をかけ慎重な議論を要するものであり、そうした議論を経た後に別に「住民投票条例」を制定し委ねることが適当です。

【主な意見】

- ・住民投票は、憲法や地方自治法等で住民の権利として担保されているが、自治基本条例という住民自治の根幹をなす条例として、住民の権利・その手法の一つとなるものであるため明文化すべき。
- ・条例への明文化の是非は結論に至っていないが、住民投票の投票権に関する資格を設定する場合、対象年齢は18歳以上が妥当である。これは、憲法改正の国民投票の投票年齢を「18歳以上」に引き下げる改正国民投票法成立や、選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案の今国会提出等の社会情勢の変化や、先進国などの国際的にも大勢が選挙権を18歳以上としているため。
- ・自治基本条例には、住民投票実施の方向性を定めて、投票のタイプについては、条例制定後に考えてもいいのでは。
- ・市民が直接市政に参加できる住民投票制度は伝家の宝刀としてあったらいいと思う。
- ・外国人参加の部分では、例えば私が住む松長地区には、会津大関係で外国人の方がいる。投票資格者としてもいいのでは。

- ・投票資格について、若年層のまちづくりへの関心を喚起する意味合いからも、公職選挙法に準じたものではなく、幅広く捉えるべき。
- ・後で個別に住民投票条例を作るにしても、まずは自治基本条例の中に住民投票を入れていくべきだと思う。
- ・住民投票規定は、住民自治の根幹、重要な要素であり、少なくとも基本的な考え方を自治基本条例に盛り込むべき。
- ・投票結果に一定の拘束力を持たせるため尊重規定も明記すべき。
- ・自治基本条例は自治体の憲法であり、最高規範である。その制定にあたっては制定の是非を住民投票に付すべきであり、自治基本条例中にその旨規定すべき。
- ・市民のまちづくりへの関心を喚起するためにも住民投票制度は必要と考える。
- ・年齢について、自分達の将来に関心を持たせる意味で中学生以上が適当。
- ・市民の権利として明記すべき。
- ・住民投票自体もある程度市民権を得ているものとする。
- ・今までは附属機関に参画している一部の方々により市政運営がなされてきた。それでは本当の意味での市民参画によるまちづくりにならない。手続きが煩雑でも、市民参画によるまちづくりを担保する意味で住民投票ができる権利を条例に位置づけるべき。
- ・住民投票の実施には相当の経費がかかる。差し迫っての必要性が無い中で、制度だけ自治基本条例に設けるのはどうなのか。

16 協働

【規定する要素】

- 市民、議会・議員、行政は協働を推進します。
- 公共的課題の解決を図ることを目的に協働します。
- 各主体がお互いの特性を活かし補完し合います。
- 市民、議会・議員、行政は、各々又は互いに協働の意識を高めます。
- 市民、議会・議員、行政は協働しやすい環境整備に努めます。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市市民協働推進指針

【主な意見】

- ・行政からの一方的な協働の求めととられる内容ではだめ。条文になくてもいいが、各主体がパートナーとして協働していくといった内容がいいのでは。市民の協働意識を高める内容であるべき。
- ・詳細に言及するのではなく、「協働を推進する」という考え方を素直に述べればいいのか。
- ・各主体がどちらかに依存するといったことではなく、相互に強みを出し合い補完し合うといった内容がいいのでは。
- ・市民と行政の協働だけではなく、市民間や事業者間の協働等、様々な形態がある。
- ・協働の主体は町内会だけではなく、NPO等様々ある。そうした現状を踏まえて条例に盛り込むべき。

- ・行政には協働しやすい環境整備等の各種支援が望まれる。金銭的な支援については検討を要する。
- ・市で行政提案型協働モデル事業を始めたが、市民提案型まで踏み込んで、実施根拠を自治基本条例の規定している自治体もある。

17 コミュニティ

【規定する要素】

- 幅広い世代の市民は、身近な地域や自らが関心を有するテーマで活動するコミュニティに積極的に参画するよう努めます。
- コミュニティは方向性・ビジョンをつくり共有するよう努めます。
- 行政は、人材育成の機会の創出等、コミュニティが活性化するよう支援します。
- コミュニティの中で学び合う環境を自らがつくっていくことも必要です。
- 特に、子供世代からの地域活動参画への意識付けを図っていく必要があります。

【主な意見】

- ・コミュニティと一言で言っても様々ある。自治基本条例は地域力を高めるためのものであり、そうした意味では「地域コミュニティ」に限定してはどうか。
- ・町内会の活動に参画しない者が増えている現状。活性化を図るためにも、市民自由の領域を侵さない程度で市民の参画を促したり、意識を高める規定を設けるべき。
- ・年配の者だけではなく、幅広い世代の参画を促す必要。
- ・地域のリーダーの不在の現状や、その対処として育成の必要がある。
- ・育成も必要だが時間がかかる。並行して発掘も必要。
- ・行政による学びの機会の創出の他、コミュニティの中でも学び合う環境を自らがつくる姿勢が必要。
- ・各地区でそれぞれのまちづくりのビジョンについて議論し創り上げ、共有する機会が必要（誰が機会をつくるのか？）
- ・町内会における議論を円滑に進めるためにコーディネーターが必要。
- ・町内会の継続性が保てないところもある。
- ・各地区にある集会所が有効に使われていない。地区の活性化のために有効活用する旨をどう条例に規定するか。
- ・地区の構成数がばらばらの現状。構成数が少ないと何もできない。条例制定に合わせ区割りを見直せないのか。
- ・子供会活動が停滞している。子供の頃から地域活動への参画意識を養う必要がある。
- ・人々の関わりの希薄化、少子高齢化・人口減少、地区課題・行政要望の増加・多様化が進んでいると感じており、今後の地域社会を持続していくには、地域コミュニティは大事。

18 都市内分権

【規定する要素】

- 都市内分権とは、地域のことを地域の住民が自ら考え実行できるよう、行政の権限・財源の一部を地域組織に委ねるとともに、地域と行政が適切な役割分担のもと、協働により地域課題の解決にあたるための仕組みです。
- それぞれの地域により異なる課題の解決のためには、都市内分権という考え方や仕組みが必要です。
- 都市内分権の推進により地域コミュニティの活性化を図ります。
- 市民は主体的に地域活動に参画し、地域課題を共有し、その解決に向けて行動するよう努めることが必要です。
- 議会・行政は、地域の実情の不断の把握に努めるとともに、都市内分権を促すための施策や環境整備を図る等、必要な支援と協力を行います。
- 都市内分権の推進母体のあり方・制度設計等の詳細については、各地域の実情を踏まえながら、多くの時間をかけて慎重に議論していく必要があります、そうした議論を経た後に自治基本条例の見直しや別に条例等を制定し委ねる等の対応とするのが適当です。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・北会津、河東地域づくり委員会設置規約

【主な意見】

- ・地域コミュニティは大事だが、都市内分権など、その考え方や仕組みについては慎重な議論が必要。
- ・町内会等の既存の集まりが歴代続いているが、役員の担い手不足や町内会への不参加、コミュニティを遠慮しがちな方々も見受けられ、その課題も様々。
- ・「地域の課題は地域で解決していく」という理想も一定程度理解できるが、社会情勢の変化等が複雑化しており、新たな考え方や仕組みとして考えてしまうと、非常に深い議論が必要。
- ・地域で助け合える環境、地域コミュニティが大事で、都市内分権は、地域コミュニティあってのもの。
- ・自治基本条例では、細かな制度までは示さず、目的と方向性がわかるよう示す。
- ・制度設計にあたっては行政主導でなく地域主導で進めないと実態に即したものにならない。
- ・地域の状況は様々であり、そうした状況をしっかり把握した上で、従前の全市画一的ではない制度設計を行う必要。
- ・地域づくり委員会も作られており、そうした実証を踏まえながら制度設計していくべき。
- ・自分たちの地域は自分たちで作るとというのが原点だと思う。
- ・農村部と都市部は全く違う。一律はおかしい。地域の要望を実現していくうえでも都市内分権をやっていくべき。ぜひとりいれてもらいたい。
- ・地域の特性に応じて、それぞれの地域住民の主体的なまちづくりを推進していく上で、自治基本条例に何らかの都市内分権の考え方を盛り込むことは必須と考える。

- ・都市内分権の仕組みの導入に合わせて、既存の地区割についても考えていく必要がある。
- ・各地域に分権するということは、場合によっては財源も割り振ることになるが、その配分をどうしていくか考える必要。
- ・そもそも市民がこれを必要としているのか。
- ・行政の権限を地域自治区等の移譲先への単なる丸投げにならないような制度設計を要する。
- ・地域の考えと行政の考えの整合、整理が必要。
- ・行政の助けがないと地域の活性化が進まないのが現実。
- ・地域によっては一部有志が積極的に地域活性化に尽力しており、地域自治区等の「制度」としてしまった場合、そうした方々のやる気を削ぐことが懸念される。
- ・地域（受け皿）主導でないと成り立たない。
- ・行政主導だと反発が多くなる。いかに地域住民のやる気を高揚させるかが肝。
- ・若者の参画を促し、幅広い世代で地域を担っていく必要がある。

19 総合計画

【規定する要素】

- 総合計画は市のまちづくりの最上位計画であり、行政の全ての事務事業は総合計画にその根拠を置きます。
- 長期的な視点に立ち、時の首長により策定の有無が左右されない、まちづくりの総合的な政策・施策の方向性や目標を定めるものとして不可欠なものです。
- 全市的な視点に立った計画とするために、策定過程における幅広い属性の市民の参画を図ります。
- 実効性のある計画とするため、行政評価により進行管理を着実にを行います。
- 民意を反映する観点から、その策定には議会の議決を経ることとします。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・第6次会津若松市長期総合計画（平成19年度～28年度）

【主な意見】

- ・条例はまさに「自治の基本」を定めるものであり、総合計画についてもまちをつくる具体的政策、施策の基本としてぶれない、変わらない考え方を規定すべき。
- ・首長によってどの分野に力点を置くかの違いを許容するものではあるが、長期的な視点に立ったまちづくりを行う上でその基本は変えるべきではない。
- ・職員の事務事業は、全て総合計画に基づいて行なわなければいけないこと等、事務事業遂行の根拠として明示する必要。
- ・市民が条例を見て総合計画の位置付けについて確認できるようにする意味合いからも、市の最上位計画であることや、全ての事務事業は総合計画に基づく旨規定すべき。
- ・時代の動きや外部環境の変化が目まぐるしい中で、現行の総合計画の構成としての基本構想や基本計画以外に実施計画まで位置付けてしまうと、行政の動きが縛られ臨機応変な対応ができなくなるのではないのか。
- ・自治「基本」なので、そこに規定するものは、実施計画のような詳細な内容まで縛るものでなくてもいいのでは。
- ・基本構想や基本計画といった構成にまで条例中で言及せず、ある程度幅を持たせておいた方がいいのでは。
- ・市民の代表である議員の議決がなく策定できてしまうのはどうなのか。市民から見た場合、それは危険。
- ・一部の人たちの意見が通ってしまう危険性への対処として、議会のチェックが必要。
- ・時代の動きや外部環境の変化が目まぐるしい中で、現行の10年間という期間は長すぎるのではないのか。
- ・政策、施策により長期での対応が必要なものもあれば、短期で対応できるものもある。4年で必ず見直す等の定期的見直し規定を含め数字を具体的に出すのはどうなのか。
- ・首長の任期（4年）を計画期間とすると、長期的な視点に立ったまちづくりができない。

- ・首長が代わり、まちづくりの方向性を180度変えられることもあり得る。そこで総合計画を変えられると、まちづくりの継続性が保てない。首長が代わっても変えられないまちづくりの根本となる計画であるべき。
- ・首長が代わるのは時の民意の表れではあるが、長期的視点に立ったまちづくりとの整合が図られるものなのか。そうした意味では条例中で例えば4年に一度改定する等、計画期間を明示するのはどうなのか。
- ・条例にはあまり詳細まで踏み込んだ規定はせず基本的な考え方の規定に留め、他自治体事例のように解釈・運用で補完するようにしておいた方がいいのでは。

20 行政評価

【規定する要素】

- 総合計画の進行管理という位置づけで、総合計画に位置づけた全ての施策・事務事業について、毎年度行政評価を行います。
- 計画的で実行性のある事業展開とするため、行政評価により計画（P）・実行（D）・評価（C）・改善（A）のサイクルを確立します。
- 効果的な事業展開のため、評価結果を次年度の事業や予算へ速やかに反映させます。
- 市民との情報共有の観点から、評価結果は市民へ毎年度公表します。
- 行政の自己評価のみではなく、評価の客観性を確保する観点から、評価の過程で市民参画による外部評価を行います。

【主な意見】

- ・総合計画で定めた施策、事務事業について、何の検証もしないで、行政に任せきりでいいのか。自治基本条例により市民主体のまちづくりを実現しようとするならば、評価の制度、仕組みは必要。
- ・首長が代わっても変わらない制度、仕組みとするため、行政評価という制度、仕組みに何らかの法的根拠が必要。
- ・行政にとって行政評価を行うことはそれなりの労力を要するが、行政に怠けさせないためにも何らかのチェック機能は必要。
- ・どの事業にどれだけの予算が使われているのか把握するためにも必要。
- ・行政評価の手法について不断の検証、改善をする旨、条例に盛り込むことが必要。
- ・条例はあくまで「基本」となる制度、仕組みを規定するものなので、手法の詳細については言及しなくていいのでは。

21 財政運営

【規定する要素】

- 行政は持続可能性や最少の経費で最大の効果をあげることに寄与する財政運営を行う必要があります。
- 総合計画（長期の事業計画）・行政評価（毎年度の事業評価）との連動を明示します。
- 予算、決算、今後の財政見通し等について、毎年度又は適宜市民へ公表します。
- 財政面で関連する出資団体についても、財政運営の安定性や透明性の観点から財政状況を公表する必要があります。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市財政状況説明書公表に関する条例
- ・会津若松市中期財政見通し
- ・会津若松市公債費負担適正化計画

【主な意見】

- ・現行3年の中期財政見通しとして示しているようだが、より長期で示すことが適当ではないか。
- ・昔は第3セクターの経営は放漫だった。そうした過去を踏まえ、市が出資している団体を含め財政状況を公表する旨規定すべき。
- ・地方自治法や同施行令で既に規定されているものは敢えて条例に規定しなくてもいいのでは。
- ・自治基本条例は市民が読んですぐ理解できる内容であるべきであり、出資法人の詳細等、詳細な規定はしなくてもいいのでは。
- ・市の所有する資産の有効活用や最少の経費で最大の効果を図る旨の規定は必要

22 危機管理

【規定する要素】

- 市民の生命、身体、財産や生活の平穏を守るため、危機管理体制の確立や各主体・関係機関等の連携・協力体制の確立を図ります。
- 市長等は、災害時や不測の事態における危機管理体制の確立や市民・地域との連携、関係機関等との連携を図るとともに、市民への丁寧な周知等を行います。
- 市民は、災害時や不測の事態において、公的機関からの指示待ちではなく、自助・共助の考え方のもと対応します。
- 市民、議会、行政は自ら又は相互に危機管理意識を高めるよう努めます。

【会津若松市の既存の関連制度等】

- ・会津若松市地域防災計画
- ・会津若松市水防計画
- ・会津若松市国民保護計画

【主な意見】

- ・被災した場合に各町内会で何をすべきか、行政は明確に示していない。しっかり災害対応を周知していくべき。
- ・行政と市民の役割の線引きが明確になっていない現況にある。明確にするようにすべきで、その旨規定しては。
- ・災害対策を担う体制の整備を図るべき。
- ・市民も含め危機管理意識の啓発を図っていく必要。
- ・市民と役割分担、連携して取り組むことを規定すべき。
- ・公助の前にまずは自助、共助という認識を持つべき。
- ・地域コミュニティの強化による対応も必要であり、地域内で助け合う体制・意識を構築する必要。
- ・今まで行政に頼ってきた部分があり、行政からの指示待ちの意識。それでは身を守り切れない。

23 国、他自治体等との連携・協力

【規定する要素】

- 市は、単独では解決できない課題の克服のために、また地方創生・地域再生による成長・発展のために、国や福島県、周辺市町村、近隣県、全国・全世界のゆかりの自治体、関係機関、民間企業等と連携・協力します。
- 市は、公的団体として、また会津の中心都市、日本の地方都市として、国や他自治体、関係機関、民間企業等と、相互理解とそれぞれの得意分野を活かした役割分担のもと、対等な立場で連携・協力することが重要です。

【主な意見】

- ・近隣自治体など県内自治体はもとより、他県との連携が重要。
- ・県、他自治体との連携においては、会津の中心都市としての自覚が必要。
- ・国、県等との関わりにおいては、会津地区やゆかりの地との関係性など、本市の独自性を明記していきたい。
- ・企業、地場産業との連携も明記していきたい。また、災害時の協力等に対し、行政として情報提供に協力することも重要。
- ・地域との連携調整も大事。
- ・連携、協力相手との相互理解が必要。
- ・地方創生、地域再生などの取組にも示されているように、今後ますます地方の重要性が増すため、地方の重要性を明確に示したい。
- ・現在、会津全体で約29万人の住民がおり、会津全体の発展が望ましい。
- ・本市は働く場、周辺自治体は有料農地など、それぞれの得意分野を踏まえ、役割分担しながら連携・協力することが最良。
- ・本市のシンボル「鶴ヶ城」を核とした城連携も視野に入れると、本市の独自性が出る。
- ・単独の地方公共団体だけでは解決できない課題の克服のため、公共交通機関の充実、通勤圏内のインフラ整備での連携、水道水源、ごみ処理など、広域的な連携、協力が必要。
- ・民間企業等との災害時等における連携、協力も必要で、そのための事前の情報共有が重要。

24 国際交流

【規定する要素】

- スマートシティ会津若松の推進や国際観光の振興、核兵器のない安全で平和な世界の実現、また市民一人ひとりが国際感覚を養っていくためにも、海外の自治体や関係団体等との国際交流を推進することが必要です。

【主な意見】

- ・国際交流といっても、様々な切り口があり、海外の都市や企業との交流・連携もあれば、国内、市内の外国人や国際交流協会などとの交流、連携もある。
- ・核廃絶は本市も推進しており、重要な視点のひとつ。
- ・スマートシティや観光都市として、また、ICTの最先端教育機関の会津大学などは、今後の国際交流にも欠かせない視点である。
- ・市民一人ひとりが国際感覚を養っていく上でも、国際交流活動は重要。

第8章 条例の検証・見直し

25 条例の検証・見直し

【規定する要素】

- 市や市民は、自治の基本となる条例ではあるものの、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて検証し、その検証の結果、見直しが必要と判断した場合には見直すことが必要です。
- 検証や見直しの方法は、行政独自に行うもののほか、事前に市民の意見を聴取するなど、必要な措置を講じる必要があります。
- 検証や見直しの結果は、広く市民に公表します。

【主な意見】

- ・検証、見直しは、社会情勢の変化等へ対応するため必要。検証の結果、見直しが必要と判断された場合に見直し作業を行う流れ。
- ・見直し期間の設定について、一定の時間をかけ必要性を議論して作り上げた条例であるため、短期間での検証、見直し（改正）となると、これまでの議論が問われてしまう。
- ・検証期間として、社会情勢の変化に対応するため「必要に応じて」行うものとし、自主的・自動的な定期「検証」は、その期間を設定する根拠の説明が難しい。
- ・検証、見直しの具体的な方法は、行政による自己チェックの他、市民や有識者等の外部委員参画による附属機関の設置などが望ましく、その市民参加や市民意見の聴取等の方法については議論を要する。

会津若松市まちづくり市民会議

【お問い合わせ先】

事務局：会津若松市企画政策部企画調整課

TEL 0242-39-1285

FAX 0242-39-1401

E-mail kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp